

No	頁	質問	回答
1	3	敷地内に建築物に該当しない小規模な物置を設ける場合、当該物置の主要構造部が不燃材料であるか否かにかかわらず、建築物と当該物置相互の中心線からの延焼のおそれのある部分は生じないと解してよいか。	「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日国住指第 4544 号）で示された「小規模な倉庫（物置等を含む。）」であれば建築物に該当しないため、建築物と当該物置相互の中心線からの延焼のおそれのある部分は生じない。 なお、小規模な倉庫（物置等を含む。）が建築物に該当するか否かについては各申請先と相談されたい。
2	124	例示では、当該区画に面する各階の住戸数は 4 であるが、何戸まで可能か。小規模な廊下、通路等の面積、長さ等に決まりがあるのか。	当該頁では、小規模な廊下を含む階段室を想定しており、住戸数にかかわらず、ホール又は廊下が階段室の一部とみなせなければ、階段室の区画が必要となる。
3	130	「異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂、ホテルのレストラン等で下記の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。」と記載されているが、主たる用途が自動車車庫や倉庫で、その一角に小規模な管理事務所、休憩室等が付属する場合、イ～ハの要件に該当すれば区画は不要とできるか。	小規模な管理事務所や休憩室など、自動車車庫や倉庫に包含されると考えられるものであれば、区画を不要とすることができる。
4	84	100 m ² を超える廊下について、平成 12 年建告第 1436 号第四号ニ（二）の規定を適用して、当該廊下を 100 m ² 以内ごとに防煙壁で区画することにより、排煙設備の設置を免除することができるか。	平成 12 年建告第 1436 号第四号ニ（二）の規定は、100 m ² 以下の室に適用できるものであり、100 m ² を超える室（廊下）を 100 m ² 以内ごとに防煙壁で区画しても適用できない。

5

41

令第119条でいう「両側に居室がある廊下」とは、建築基準法研究会編「建築基準法質疑応答集」によると、「廊下をはさむ両側の居室の出入口がその廊下に面しているもの」すなわち「廊下の両側に出入口がある廊下」とされている。

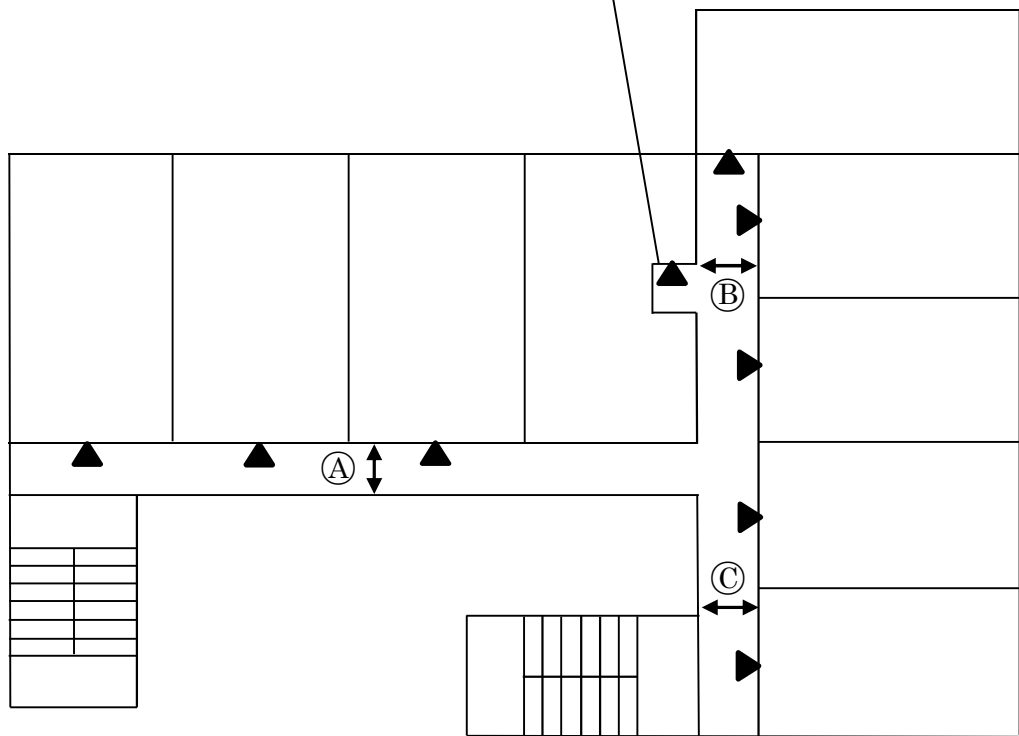
よって下図の①、②、③の幅員は下記のように考えてよいか。

- ① 「その他の廊下」
- ② 「両側に居室がある廊下」
- ③ 「その他の廊下」

①～③の各部分ごとの幅員の考え方は貴見のとおりである。

なお、建築基準法質疑応答集には、「両側に居室がある」部分と「その他」部分が存在する場合には、「両側に居室がある」部分から通常利用する屋外の出入口または階段までの間は全てを「両側に居室がある廊下」と考えることが望ましい。」とされていることから、下図のケースにおいては、①及び③の幅員は②の幅員と同等以上に確保することが望ましい。

居室の出入口が直接廊下に面していないが、アルコーブを介して廊下に接続している



▲ 玄関の位置

6	76	<p>本文③に示されている防煙区画を構成する防煙壁（間仕切壁）について、解説部分に「平12 建告第 1436 号の第四号二（二）の場合にも適用できる。」とあるが、同告示第三号の場合にも適用することができるか。</p>	<p>適用は可能である。</p>
7	76	<p>解説に「防煙区画間の開口部に常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられている場合には、たれ壁が 50cm 未満であってもよい」と記載されているが、開口部に令第 112 条第 14 項第二号の防火戸（開き戸）が設けられた場合、戸の上部の不燃材料のたれ壁を不要とすることができるか。</p>	<p>令第 112 条第 14 項第二号の防火戸が設けられた場合でも、戸の上部に天井面から 30cm 以上下方に突出した不燃材料のたれ壁が必要である。</p>